墓地等の経営（変更・廃止）許可の手続きの流れ

〇墓地等（納骨堂含む）の経営（変更・廃止）許可に当っては、計画段階から許可権者（市）との十分な協議が必要であり、工事着工前（許可前）での十分な協議・審査等が必要である。（条例第2条の2）

〇工事着工は、経営（変更・廃止含む。以下同じ）許可後となる。

〇工事完了後は、完了検査を行い、許可の条件等に適合しなければ使用できない。（条例第１４条2項）

＜事 前 協 議 等 手 続 き の 流 れ＞

（許可申請者）　　（市側）

・計画段階：事前相談　事前協議書の提出 → （正式な事前協議の開始）　［条例2条の2］

・ 市側での内部協議、事前審査

（改善不備事項の修正等）

・（関係法令の許認可等）

（事前協議事項の変更届出）

・（事前協議の終了）

・「協議済書」又は「事前協議事項不適合通知書」の送付

［条例2条の2第2項］

・正式な「許可申請」（若しくは変更許可・廃止の許可等の申請）　［条例 3条～5条］

・（受理及び審査）

・許可（又は不許可）の通知

・工事等の着工

・「工事完了届出」　［条例14条第1項］

工事完了検査の申請 ↔ ・ 工事完了検査

（変更の場合：変更許可申請等）

（許可条件適合確認通知等）

使用許可等　［条例14条第2項］

・墓地等の使用開始　（ →「墓地等の管理者等の届出」）